

令和 8 年度
七尾市一般廃棄物処理実施計画

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日)

令和 8 年 3 月

七 尾 市

目次

第1章 総則	1
1.1 目的	1
1.2 実施区域	1
1.3 処理対象人口	1
1.4 数値目標	2
1.5 ごみの処理に係る施策・取組	2
1.6 生活排水処理に係る施策・取組	3
第2章 ごみ処理実施計画	4
2.1 区分及び排出量の見込み	4
2.2 収集運搬実施計画	5
2.3 直接搬入実施計画	6
2.4 不法投棄の処理方針	8
2.5 適正処理が困難である一般廃棄物	8
2.6 ごみ処理実施計画	9
2.7 処理施設概要	9
第3章 生活排水処理実施計画	11
3.1 生活排水の処理形態別人口の内訳	11
3.2 し尿・汚泥処理実施計画	11
3.3 処理施設概要	11
第4章 一般廃棄物処理業の許可方針	12

第 1 章 総 則

1. 1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年度七尾市一般廃棄物処理実施計画を定める。

1. 2 実施区域

七尾市全域

1. 3 処理対象人口

(1) ごみ計画収集人口

項目	対象人口	備考
計画収集人口	47,854 人	
自家処理人口	0 人	
合計	47,854 人	

※一般廃棄物処理基本計画 表 5.2「ごみ排出量の見通し（数値目標反映）」

(2) し尿計画収集人口

項目		対象人口	生活排水処理人口
非水洗化	計画収集人口	0 人	
	自家処理人口	0 人	
	小計	0 人	
水洗化	公共下水道人口	20,728 人	20,664 人
	コミュニティ・プラント人口	1,218 人	1,248 人
	浄化槽人口	25,908 人	
	うち合併処理浄化槽	(16,790 人)	16,760 人
	小計	47,854 人	38,672 人
合計	47,854 人		

※一般廃棄物処理基本計画 資料編 表 4.45「七尾市全体の生活排水処理形態別人口・生活排水処理率の推移」

1. 4 数値目標

(1) ごみ減量化の数値目標

項目	数値目標		実績 (R6)
	中間 (R5)	最終 (R12)	
① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※リサイクルごみの排出量を除く。	g 500以下	g 500以下	g 639
②本市のリサイクル率 ※溶融スラグの資源化量を除く。	% 13.0以上	% 13.0以上	% 4.4
③本市・民間処理施設のリサイクル率 ※溶融スラグの資源化量を除く。	% 25.0以上	% 25.0以上	% 10.7
④不法投棄報告件数	件 15以下	件 0	件 3

※一般廃棄物処理基本計画 5.2 基本方針

※令和7年度（令和6年度実績）一般廃棄物処理事業実態調査

(2) 生活排水処理の数値目標

項目	中間 (R5)	最終 (R12)	実績 (R6)
行政区域人口 (人)	49,308	45,968	46,804
計画処理区域内人口 (人)	49,308	45,968	33,354
生活排水処理人口 (人)	38,031	38,640	33,354
生活排水処理率 (%)	77.1	84.1	71

※一般廃棄物処理基本計画 表12.1 生活排水処理形態別人口の推移

※令和7年度（令和6年度実績）一般廃棄物処理事業実態調査

1. 5 ごみの処理に係る施策・取組

(1) 「資源循環型社会の拡充」に基づく施策・取組

- ①物の長期使用の推進
- ②容器包装の利用削減
- ③広報啓発活動の推進
- ④生ごみの排出抑制・減量化の促進
- ⑤事業系ごみの減量化の促進

(2) 「廃棄物の適正処理」に基づく施策・取組

- ①処理手数料の適正化の検討・調整及び排出抑制の重要性の発信
- ②ごみの分別・出し方への意識向上
- ③資源物回収事業（集団回収）の促進
- ④リサイクルごみの拠点回収の促進
- ⑤廃食用油の回収の促進
- ⑥事業系ごみの資源化の促進
- ⑦リサイクル関連法等対象物の再生利用促進
- ⑧再生利用等の利用促進

(3)「不法投棄の防止」に基づく施策・取組

- ①「七尾市ぽい捨て等を防止する条例」の周知徹底
- ②不法投棄に対する監視強化
- ③美しいまちづくりの推進

1. 6 生活排水処理に係る施策・取組

(1)集合処理施設への早期接続

- ①役割や仕組み、必要性の理解促進
- ②接続工事に対する経済的支援

(2)合併処理浄化槽の普及促進

- ①家屋間の距離の離れた地域については、各戸に合併処理浄化槽を設置
- ②単独処理浄化槽を設置している家屋については、合併処理浄化槽への転換

第2章 ごみ処理実施計画

2.1 区分及び排出量の見込み

(単位：t/年)

ごみの種類		主な品目	排出量
燃えるごみ		生ごみ（堆肥化するものを除く）、紙くず（リサイクルできない紙）、木製品、プラスチック・ビニール製品、革製品、ゴム製品、衣類、発泡スチロール、有害鳥獣 等	14,900
埋立ごみ		陶磁器類、ガラス類、化粧・薬品びん、一部の小型家電製品 等	13,000
リサイクルごみ	古紙類	新聞紙・雑誌等	1,070
		ダンボール	143
		アルミ缶	28
		ペットボトル	79
	金物類	スチール缶、なべ、やかん、自転車、一輪車、石油暖房器具 等	235
	小型家電	小型家電製品	15
	空きびん	びん類（無色、茶色、その他の色） （食料品、飲料水及び内服薬の容器に限る。）	363
	乾電池等	乾電池、蛍光管、水銀体温計、鏡	23
	粗大ごみ※	木製家具、畳 等	燃えるごみ、埋立ごみに含む
民間施設による再生	廃食用油	植物性のもの	5
	木くず	木くず、木製品 等	410
	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、石膏ボード	5
	食品残渣	堆肥化施設に搬入するもの	5
	カキ殻	カキ殻	1,544

※一般廃棄物処理基本計画 資料編 表 3.5「七尾市 ごみ排出量の見通し（数値目標反映）」

※令和7年度（令和6年度実績）一般廃棄物処理事業実態調査

2. 2 収集運搬実施計画

(1) 収集区分及び収集方式

(単位：t/年)

ごみの種類		排出方法	収集形態	収集頻度	収集方式	収集量	
家庭系ごみ	燃えるごみ	指定袋	委託収集	2回/毎週	ステーション方式 ※直営収集は拠点収集方式	7,329	
	埋立ごみ	分別用かご		1回/3週		300	
	古紙等	新聞紙 雑誌等		十字結束 (新聞紙は専用袋可)		1回/4週	1,070
		ダンボール		十字結束		1回/4週	143
		アルミ缶		分別用かご		1回/4週	28
		ペットボトル		分別用かご		1回/4週	79
		金物類		分別用かご		1回/3週	235
	リサイクルルごみ	小型家電		分別用かご		1回/12週	埋立ごみに含む
	びん類	分別用かご		1回/3週		363	
	乾電池等	分別用かご		1回/3週		23	
事業系ごみ	燃えるごみ	—	許可収集	随時	各戸収集方式	4,337	
	埋立ごみ	—				142	
	民間施設による再生	廃食用油				容器	5
		木くず				—	410
		がれき類				—	5
		食品残渣				—	5
カキ殻	—	1,544					

※一般廃棄物処理基本計画 資料編 表3.5「七尾市 ごみ排出量の見通し(数値目標反映)」

※令和7年度(令和6年度実績)一般廃棄物処理事業実態調査

※七尾市環境課資料

(2) 収集運搬の方法

① 家庭系廃棄物

・分別し決められた日時に、決められた場所に出し、市が委託した事業者が定期収集日※に収集を行う。

※七尾市家庭ごみ収集カレンダーによる

・排出者が自ら搬入、若しくは七尾市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼して適正に処理する。

② 事業系廃棄物

・排出事業者が自ら搬入、若しくは七尾市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼して適正に処理する。

2. 3 直接搬入実施計画

(1) 直接搬入の区分及び方式

(単位：t/年)

ごみの種類	排出方法	収集形態	収集頻度	収集方式	搬入量
燃えるごみ	—	直接持込	随時	—	3,000
埋立ごみ	—	直接持込	随時	—	12,700
リサイクルごみ	—	直接持込	随時	—	1,500

※一般廃棄物処理基本計画 資料編 表 3.5「七尾市 ごみ排出量の見通し（数値目標反映）」

※七尾市環境課資料

(2) 直接持込の方法

家庭系及び事業系一般廃棄物を排出者自ら処理施設に直接持込し、ごみの種類ごとに分別して、七尾市手数料条例に基づく処分料を支払うものとする。

項目	処分料
家庭系廃棄物	10 キログラム（10 キログラムに満たない場合は、10 キログラムとみなす）につき 100 円
事業系廃棄物	10 キログラム（10 キログラムに満たない場合は、10 キログラムとみなす）につき 200 円

(3) 在宅医療廃棄物の処理

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 21 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の考え方にに基づき、適正に処理する。

① 注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。

② その他の非鋭利な物は、一般廃棄物として処理する。

(4) 特定家庭用機器廃棄物の処理

特定家庭用機器廃棄物（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は、小売業者に引取りを依頼するか、又は排出者が自ら若しくは七尾市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼して指定引取場所に搬入する。

(5) 使用済小型家電製品の資源回収

- ①一部の小型家電製品(電話機、カメラ等)は金属含有率が多く、またレアメタルを含んでいることから、金属資源の循環の促進のため資源ごみ(小型家電)として収集する。
- ②ななか中央埋立場の保管区域にて保管した小型家電は、認定事業者を引き渡し、再資源化を行う。

種類	対象製品
映像・音響機器	カメラ(デジタル・フィルム)、ビデオカメラ音楽プレーヤー(CD・MD・デジタル等)、ステレオセット(コンポ・デッキ)、電子辞書、電子手帳、電卓、DVDプレーヤー、ブルーレイディスクプレーヤー、レコーダー、ビデオデッキ、プロジェクター、ゲーム機(据え置き型・携帯型等)
パソコン等関係機器	マウス、キーボード、プリンター、HDD、モデム、ワープロ
付属品類	リモコン、充電器(携帯電話等)、メモリ類(USB・SDカード等)、コード、ケーブル、アダプター、プラグ類
調理機器	炊飯器、電子レンジ、トースター、ホットプレート、電気ポット、ミキサー
生活機器	電気ストーブ(石英管・ハロゲン・カーボン)、アイロン、電気マッサージ器、掃除機、扇風機、ドライヤー、電気ミシン
通信機器	電話機(固定・携帯)、FAX、デジタルチューナー(地上・BS・CS等)、ラジオ(ラジカセ・CDラジカセ)
照明器具	スタンドライト

(6) パソコンの処理

- ①資源有効利用促進法に基づき、各パソコンメーカーが回収・リサイクルを行う。また、メーカーが不明な場合は(一社)パソコン3R推進協会により処理する。
- ②ななか中央埋立場に直接持込されたパソコンは、認定事業者を引き渡し、再資源化を行う。

(7) カキ殻(事業系)の処理

カキ養殖業から排出されるカキ殻については、平成3年12月26日衛産第74号厚生省生活衛生局水道環境部長通達により、事業系一般廃棄物であるので、(一社)能登かき養殖漁業振興会が七尾市中島町浜田五92番に設置した利活用施設において適正に処理する。

(8) 有害鳥獣等の処理

七尾市内において、農作物への被害の軽減を図るために捕獲された有害鳥獣等は、七尾市能登島向田町日明谷8番4に設置した七尾市能登島有害鳥獣処理施設において適正かつ衛生的に処理する。

2. 4 不法投棄の処理方針

投棄者が判明した場合は投棄者の責任において処理する。投棄者不明の場合は土地所有者が処理する。

※七尾市廃棄物の減量化及び適正管理に関する条例 抜粋

(土地の管理)

第 36 条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地の清潔を保持し、繁茂した雑草、枯れ草、投棄された廃棄物等を除去し、廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じるなど、当該空き地の近隣住民の生活環境に危害を及ぼすおそれのないよう適正に管理しなければならない。

2. 5 適正処理が困難である一般廃棄物

品 名	処理方法
① 消火器	販売店にて処理
② コンクリート	西日本資源再開発(株)にて処理
③ 車・バイク、プレジャーボート	販売店にて処理
④ 農薬・劇薬	販売店にて処理
⑤ タイヤ・バッテリー	販売店にて処理
⑥ ガスボンベ	販売店にて処理
⑦ 注射器	病院(販売店)にて処理
⑧ 産業廃棄物	産業廃棄物処理業者が処理
⑨ 家電リサイクル 6 品目	指定のリサイクルルートにのせて処理
⑩ ペットの死がい	ななか斎場にて処理
⑪ 農業用ビニール類 (農ポリ、ハウスビニール、育苗箱など)	農協で年数回回収を実施
⑫ 廃油類	エンジンオイル等は販売店やガソリンスタンドで処理する
⑬ 一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した機器	排出者にて保管
⑭ 石・土	七尾鹿島建設業協会にて処理 石は(株)山口にて処理

2. 6 ごみ処理実施計画

(1) 中間処理実施計画

ごみの種類	処理方法	処理場
燃えるごみ	焼却	ななかりサイクルセンター
新聞紙、雑誌等、ダンボール	直接資源化	再生業者
アルミ缶	直接資源化	再生業者
ペットボトル	選別圧縮梱包（資源化）	ななかりサイクルセンター
金物類	直接資源化	再生業者
小型家電	直接資源化	再生業者
びん類	選別（資源化）	再生業者
乾電池等	選別（資源化）	再生業者
リサイクルごみ（金物類）	直接資源化	再生業者
廃食用油	BDF化（資源化）	民間処分場
木くず	選別破砕（資源化）	民間処分場
がれき類	選別破砕（資源化）	民間処分場
石膏ボード	選別破砕（資源化）	民間処分場
食品残渣	堆肥化（資源化）	民間処分場
貝殻	洗浄・天日乾燥・破砕	民間処分場
有害鳥獣等	焼却	七尾市能登島有害鳥獣処理施設

(2) 最終処分実施計画

ごみの種類	処分方法	最終処分場
埋立ごみ	埋立	ななか中央埋立場
焼却残渣（ななかりサイクルセンター）	埋立	
焼却残渣（七尾市能登島有害鳥獣処理施設）	埋立	

2. 7 処理施設概要

(1) 中間処理施設

施設名称	所在地	処理能力	形式	設置主体
ななかりサイクルセンター	七尾市吉田町テ部 33 番地	70t/日 (35t/日×2系列)	焼却方式	七尾市
七尾市能登島有害鳥獣処理施設	七尾市能登島向田町日明谷 8 番 4	100kg/h	焼却方式	七尾市

(2) 再生化施設

施設名称	所在地	処理能力	形式	設置主体
ななかりサイクルセンターペットボトル再生化施設	七尾市吉田町テ部 33 番地	200kg/時間	圧縮梱包	七尾市
木くず選別破碎施設	七尾市舟尾町ク 36-1 番地	60.0t/日	破碎方式	(株)ピーエフE
木くず選別破碎施設	七尾市万行町五部 129 番地の 21	① 50m ³ /月 ② 16m ³ /月	破碎方式	(株)家村商店
木くず選別破碎施設	七尾市佐味町イ部 42 番 3, 14, 15, 16	① 62.1~98.1t/日 ② 335.2t/日	破碎方式	西日本資源再開発(株)
がれき類破碎施設	七尾市佐味町イ部 42 番 16, 17	880t/日	破碎方式	西日本資源再開発(株)
石膏ボード破碎施設	七尾市佐味町イ部 42 番 3	4.8t/日	破碎方式	西日本資源再開発(株)
BDF化施設	七尾市八幡町塔地面 1-1	200ℓ/日	燃料化(メチルエステル交換反応)方式	(株)環境日本海サービス公社
洗浄・天日乾燥・破碎施設	七尾市中島町浜田五 92 番地	① 洗浄 83.07m ³ /日 ② 天日乾燥 18,597m ³ /年 ③ 破碎施設 111.54m ³ /日	洗浄、天日乾燥、破碎処理方式	(一社)能登かき養殖漁業振興会
紙類圧縮施設	七尾市矢田新町二部 111 番地 4	143 t / 日	圧縮方式	(有)金沢商店
缶類圧縮施設	七尾市矢田新町二部 111 番地 4	9.9t/日	圧縮方式	(有)金沢商店
ペットボトル圧縮施設	七尾市矢田新町二部 111 番地 4	0.77t/日	圧縮方式	(有)金沢商店

(3) 最終処分施設

施設名称	所在地	埋立面積	全体容量	残余容量	設置主体
ななか中央埋立場	七尾市藤橋町キ部 1 番地	m ² 25,500	m ³ 210,800	m ³ 87,316	七尾市

※令和 7 年度（令和 6 年度実績）一般廃棄物処理事業実態調査

第3章 生活排水処理実施計画

3.1 生活排水の処理形態別人口の内訳

処理施設の種類		処理人口	施設の設置者
集合処理施設	公共下水道 (国土交通省)	人 20,728	七尾市
	コミュニティ・プラント (環境省)	人 1,218	七尾市
	農業集落排水事業 漁業集落環境整備事業 (農林水産省)	人 7,367	七尾市
個別処理施設	合併処理処理浄化槽	人 9,423	七尾市 個人等
	単独処理浄化槽	人 9,118	個人等
合計		人 47,854	

※一般廃棄物処理基本計画 資料編 表 4.45 「七尾市全体の生活排水処理形態別人口・生活排水処理率の推移」

3.2 し尿・汚泥処理実施計画

区分	収集主体	収集方法	収集頻度	収集運搬量	搬入先
し尿	許可業者	戸別収集	年1～24回 又は随時	kℓ/年 0	ななかクリーンセンター
浄化槽汚泥 (公共下水道及び特定環境保全公共下水道からの浄化槽汚泥は除く)	許可業者	戸別収集	年1～24回 又は随時	kℓ/年 14,833	ななかクリーンセンター
合計				kℓ/年 14,833	

※一般廃棄物処理基本計画 資料編 表 4.49 「し尿・汚泥処理量の見通し」

3.3 処理施設概要

(1) し尿処理施設

施設名称	所在地	処理能力	処理方式	設置主体
ななかクリーンセンター	七尾市津向町浜高 52 番地 2	kℓ/日 79	下水道放流方式	七尾市

第4章 一般廃棄物処理業の許可方針

(1) 一般廃棄物収集運搬業

七尾市による収集又は運搬が困難であることから、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者に対し許可することとしている。

現在許可している者において、区域内の一般廃棄物の収集又は運搬において不都合は生じていない。

具体的な基本方針は、別に定める。

(2) 一般廃棄物処分業

資源循環および再資源化の促進の観点から、中間処理（再生処理）を目的とする新規申請については許可基準を満たすものは許可することとする。

別図 一般廃棄物処理フローシート

